

一般社団法人マリノフォーラム21

常勤役員報酬等規程

平成24年4月1日 制定

(目的・定義)

第1条 この規程は、一般社団法人マリノフォーラム21の定款第26条で定める常勤の役員報酬、年齢制限及び退任手当に関する事項を定めることを目的とする。

第2条 常勤役員とは、代表理事会長又は代表理事副会長であって、事務局に常勤する者とする。

第3条 前条の者が欠けたとき又は事故により、相当の期間常勤出来ない場合には当該期間中他の代表理事が常勤役員を務めるものとする。

(報酬基準)

第4条 常勤役員の報酬は、年報酬額（以下「報酬額」という。）とし、その12分の1の額を毎月支給する。

2 常勤役員の報酬額は、1,080万円とする。

3 毎週5日間の常勤でない場合の常勤役員の報酬は、週5日・35時間に対する時間割計算とする。

4 常勤役員の報酬の支給日、通勤費その他手続きは職員給与規程に準ずる。

(年齢制限)

第5条 満65歳に達した常勤役員は、任期満了日に退任し、再任されないものとする。
ただし、兼務の場合はこの限りではない。

(役員退任慰労金)

第6条 退任する常勤役員に対し、総会の決議により、役員退任慰労金（以下「退任慰労金」という。）を支給することができる。

2 退任慰労金の支給額は、直近の正味財産期末残高の10分の1の額を超えず、かつ、その者の常勤役員としての在任期間1年につき60万円を乗じて得た額を超えない範囲内で、理事会で決定する。

3 退任慰労金の支給手続きは、職員退職手当支給規程に準ずる。

(総会手続)

第7条 この規程の制定及び報酬基準の変更については、総会の決議によるものとする。

附 則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 平成22年4月1日制定の「常勤役員報酬等規程」は廃止する。

3 この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

4 この規程の改正は、平成27年6月5日から施行し、平成27年6月1日から適用する。

5 この規程の改正は、平成29年6月6日から施行し、平成29年6月1日から適用する。

ただし、施行日に在任する常勤役員についての第6条の規定は、その者の常勤役員としての最初の就任の日から適用する。